平成２３年（フ）第１９５５号
愛知県知多郡美浜町大字河和字六反田15―１豊田自動織機河和寮、住民票上の住所愛知県江南市東野町長幡寺36番地
債務者　鵜飼　正子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３１号
名古屋市港区福田１丁目224番地　シュテフィー福田101号
債務者　永井久仁子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６３号
大津市真野５丁目25番７―412号、住民票上の住所京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西高田６番地80
債務者　川辻　嘉則
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０５号
大津市大江２丁目17番22号　グレースコーポⅡ103、前住所滋賀県栗東市上砥山1481番地２
債務者　立統建設こと　岡田藤吉郎
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２５号
滋賀県守山市播磨田町1402番地２　雇用促進住宅１棟502号
債務者　髙野　一宏
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７２号
滋賀県守山市勝部４丁目３番11マイリーアン205号、前住所滋賀県守山市播磨田町1423番地の12　旭化成播磨田団地
債務者　野田　晃宏
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７２号
滋賀県東近江市ひばり丘町２番６―101号
債務者　南　みずほ（旧姓長田・日笠山）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１５６号
鳥取県境港市外江町2409番地１
債務者　川部　茂雄
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１２５１号
広島県安芸郡府中町八幡４丁目３番１号202
債務者　皆川　和敏
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７１号
広島市東区戸坂山根２丁目２番22―202号
債務者　秋本美恵こと　李　　美恵
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１２号
広島市安佐南区川内２丁目３番10―10―303号
債務者　古賀　由美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６号
徳島市名東町１丁目69番地の２　名東東県営住宅534号室
債務者　小島　美香
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６３号
愛媛県松山市湯の山４丁目１番地10
債務者　大西　正洋
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６９号
愛媛県松山市清住２丁目1170番地１
債務者　長津　利治
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７３号
愛媛県伊予市米湊804番地２　グランアール米湊401号
債務者　岡畑　淳子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６６号
高知市桜井町２丁目４番15号　オブジェ12―509
債務者　橋本　繁成
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
高知地方裁判所破産係